

平成 27 年 12 月 24 日

＜＜太陽光発電設備を設置された皆様へ＞＞

地面や家屋の屋根に太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となります。

償却資産となるものについては、申告が必要になります。下記の表をご覧ください、対象となる資産を所有されている場合は申告をお願いします。

また、一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され税負担が軽減される場合があります。

申告が必要となる場合

設置者	
法人	売電収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。
個人（個人事業主）	個人事業主の方がその事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入の有無にかかわらず申告が必要となります。
個人（住宅用）	発電出力が10キロワット以上の設備は、事業用の資産となりますので、申告が必要となります。

課税標準の特例について

経済産業省の認定を受けて取得された太陽光発電設備については、要件を満たせば固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

対象設備

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて、平成 24 年 5 月 29 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得された太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）。

軽減措置内容

当該設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を 3 分の 2 に軽減します。

適用期間

新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から 3 年度分が軽減されます。

提出書類

償却資産申告書に加えて、経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し、九州電力からの「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」の写しの提出が必要です。

《太陽光発電による電力の売電収入は、町県民税の申告の対象となります》

自宅等に太陽光発電設備を設置し、いわゆる太陽光発電による固定価格買取制度に基づいてその余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、その収入は所得税の確定申告または町県民税の申告をしていただく必要があります。

売電収入の所得金額が 20 万円以下のときは、所得税の確定申告は必要ありません。
ただし、20 万円以下でも町県民税の申告は必要ですので、必ず申告をしていただくようお願い致します

所得の計算方法

売電収入の所得金額は、「売電による収入金額」から「減価償却費などの必要経費（ただし、余剰電力の売却の場合は、余剰電力の売却に関する部分に限る。）」を差し引いた金額になります。

売電収入の所得金額の計算式

電力の売却による雑所得の金額 = 収入金額 (A) - (太陽光発電設備の減価償却費 (B) + その他必要経費 (C)) × 売電の割合 (D)

	項目	説明
A	収入金額	太陽光発電設備による余剰電力の売却により得られる収入金額です。
B	太陽光発電設備の減価償却費	太陽光発電設備の設備投資に係る減価償却費です。
C	その他必要経費	発電設備導入に係る借入金の利息などが当てはまります。
D	売電の割合	電力会社に売却した電力量を、太陽光発電設備で発電した総電力量（家庭で消費した分を含む）で割った割合です。

(問い合わせ) 多良木町役場 税務課 TEL : 0966-42-1254